○　産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年 12 月 12 日付け４農産第 3506 号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（交付の目的） 第３　補助金は、第１の趣旨を踏まえ、次の（１）及び（２）に要する経費を交付することを目的とする。 （１）新市場獲得対策 ア　別表１の事業に要する経費 （２）収益性向上対策・生産基盤強化対策 ア　別表２のＩの基金の造成に要する経費 イ　別表２のⅡの事業に要する経費 （定義） 第４　本事業における用語については、次のとおりとする。 （１）新市場獲得対策 ア　拠点事業者 （略） イ　連携者 （略） ウ　麦・大豆国産化プラン （略） （２）収益性向上対策・生産基盤強化対策 ア　都道府県農業再生協議会 （略） イ　地域農業再生協議会 （略）	（交付の目的） 第３　補助金は、第１の趣旨を踏まえ、次の１及び２に要する経費を交付するものとする。 １　新市場獲得対策 （１）別表１の事業に要する経費 ２　収益性向上対策・生産基盤強化対策 （１）別表２のＩの基金の造成に要する経費 （２）別表２のⅡの事業に要する経費 （定義） 第４　本事業における用語については、次のとおりとする。 １　新市場獲得対策 （１）拠点事業者 （略） （２）連携者 （略） （３）麦・大豆国産化プラン （略） ２　収益性向上対策・生産基盤強化対策 （１）都道府県農業再生協議会 （略） （２）地域農業再生協議会 （略）

ウ　都道府県事業実施方針 （略） エ　産地パワーアップ計画 （略） オ　取組主体事業計画 （略） カ　都道府県事業計画 （略） キ　基金管理団体 （略）	（３）都道府県事業実施方針 （略） （４）産地パワーアップ計画 （略） （５）取組主体事業計画 （略） （６）都道府県事業計画 （略） （７）基金管理団体 （略）
（交付の対象及び補助率） 第７　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。 （１）新市場推進事業（別表１のＩの１、２及び３の（２）のイ） （２）・（３）（略） （４）都道府県推進事業（別表１のＩの３の（１）及び（２）のア） （５）都道府県整備事業（別表１のⅡの３の（１）のア及び（２）、別表２のⅡ）	（交付の対象及び補助率） 第７　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。 （１）新市場推進事業（別表１のＩの１及び２） （２）・（３）（略） （４）都道府県推進事業（別表１のＩの３） （５）都道府県整備事業（別表１のⅡの３の（１）のア、別表２のⅡ）
（流用の禁止） 第８　別表３の区分欄に掲げる１から４までの事業に係る経費の相互間、別表３の区分欄の１の経費欄に掲げる１と２の経費の	（流用の禁止） 第８　別表３の区分欄に掲げる１から４までの事業に係る経費の相互間、別表３の区分欄の１の経費欄に掲げる１と２の経費の

相互間、別表３の区分欄の１の経費欄に掲げる１の事業におけるⅠ、Ⅱ及びⅢの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

別表１（新市場獲得対策）

（略）

Ⅰ　推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）
２　園芸作物等の先導的取組支援 （１）・（２）（略） （削る） （３）花き	（略）	（略）	（略）
３　国産シェア拡大対策 （１）（略） （２）園芸作物等 ア　サプライチェーン強靭化支援のうち加工・業務用野菜産地育成推進 イ　需要拡大支援	（略）	（略）	補助率は、次に掲げるとおりとする。 （１）（略） （２）の事業 定額、リース導入する農業用機械等の本体価格の１／２以内とする。

Ⅱ整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）

相互間、別表３の区分欄の１の経費欄に掲げる１の事業におけるⅠとⅡの経費の相互間、別表３の区分欄の１の経費欄に掲げる２の事業におけるⅠとⅡの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

別表１（新市場獲得対策）

（略）

Ⅰ　推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）
２　園芸作物等の先導的取組支援 （１）・（２）（略） （３）野菜 （４）花き	（略）	（略）	（略）
３　国産シェア拡大対策 （１）（略） （２）園芸作物生産・流通支援のうち ア　生産体制合理化実践推進支援 イ　新素材活用生産資材の導入	（略）	（略）	補助率は、次に掲げるとおりとする。 （１）（略） （２）の事業 定額、事業費の１／２以内とする。

Ⅱ整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
（略）	（略）	（略）	（略）

3　国産シェア拡大対策 （1）（略） （2）園芸作物等サプライチェーン強靭化支援のうち ア　流通体制合理化整備事業 イ　野菜加工施設整備事業	（略）	（略）	（略）

3　国産シェア拡大対策 （1）（略） （2）園芸作物 ア　大型加工施設整備 （ア）農産物処理加工施設 イ　生産・流通支援のうち出荷作業合理化実践支援 （ア）集出荷貯蔵施設	（略）	（略）	（略）

別表３（第７、第８、第14及び第15関係）

区分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1　国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	1　産地生産基盤パワーアップ事業推進費 （新市場推進事業） Ⅰ・Ⅱ（略） Ⅲ　需要拡大支援	（略）	（略） 農林水産大臣	（略）	1・2　（略） 3　経費の欄に掲げるⅠ、Ⅱ及びⅢのそれぞれの経費の事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増 4　経費の欄に掲げるⅠ、Ⅱ及びⅢのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30％を超える減
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
3　国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金	（略）	（略）	（略）	（略）	1・2　（略） 3　事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増

別表３（第７、第８、第14及び第15関係）

区分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1　国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	1　産地生産基盤パワーアップ事業推進費 （新市場推進事業） Ⅰ・Ⅱ（略） （新設）	（略）	（略） （新設）	（略）	1・2　（略） 3　経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増 4　経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30％を超える減
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
3　国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金	（略）	（略）	（略）	（略）	1・2　（略） 3　経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増

					4　事業費又は国庫補助金の30％を超える減
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別記様式第１号－３（第９関係）

令和○○年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第９の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び計画（又は実績）
３　経費の配分及び負担区分

					4　経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30％を超える減
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別記様式第１号－３（第９関係）

令和○○年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和○○年度において、令和○年○月○日付け○○第○○号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第９の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

１　事業の目的
２　事業の内容及び計画（又は実績）
３　経費の配分及び負担区分

区　　分	補助率	間接補助事業に要する経費（A＋B）	負担区分		備　考
			国庫補助金等（A）	その他（B）	
○○○○ ○○○○ ○○○○		円	円	円	
合　　計					

（注）1　区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2　備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

□　免税事業者

□　簡易課税制度の適用を受ける者

□　地方公共団体の一般会計

□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人　格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となる　ことが確実に見込まれるもの

４・５　（略）

（注）　（略）

別記１　新市場獲得対策

別紙１　新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

第２　取組の内容等

１～３　（略）

４　面積要件

区　　分	補助率	補助事業に要する経費（A＋B）	負担区分		備　考
			国庫補助金等（A）	その他（B）	
○○○○ ○○○○ ○○○○		円	円	円	
合　　計					

（注）1　区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。

2　備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

（新設）

（新設）

□　地方公共団体の一般会計

□　地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

４・５　（略）

（注）　（略）

別記１　新市場獲得対策

別紙１　新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

第２　取組の内容等

１～３　（略）

（新設）

本要綱別表１のＩの１及びⅡの１の事業における採択要件のうち別記１別紙１に定める面積要件は、共通３のとおりとする。	
５　（略）	４　（略）
別紙２　園芸作物等の先導的取組支援	別紙２　園芸作物等の先導的取組支援
第２　事業の内容等	第２　事業の内容等
１　支援対象となる品目及び取組内容 本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細は以降に定めるＩからⅢまでのとおりとする。	本事業の内容等は品目ごとに定めるとおりとする。
Ⅰ　果樹	Ⅰ　果樹
Ⅱ　茶	Ⅱ　茶
（削る。）	Ⅲ　野菜
Ⅲ　花き	Ⅳ　花き
（１）ほ場条件整備 園内道の整備やほ場の傾斜緩和、土壌土層改良、排水路の整備によるほ場条件の整備の取組	（新設）
（２）設備導入 かん水施設や防霜ファン等の災害対応設備、多目的防災網、雨除け設備の導入等の取組	（新設）
（３）品質向上 有機栽培への転換、茶の棚施設を利用した栽培方法への転換、茶の直接被覆栽培への転換及び輸出向け栽培体系への転	（新設）

換に必要な資材の導入並びに残留農薬分析の取組		
（４）技術実証・展示	（新設）	
安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験の実施及び新技術等の展示ほの設置に係る取組		
（５）品目等転換検討・調査	（新設）	
より需要のある品目等への転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討に係る取組		
（６）伐採・抜根・整地	（新設）	
永年性作物の優良品種等の植栽や園地整理、品目転換等のための伐採（樹体を根元から切断することをいう。）・抜根及び整地に係る取組		
（７）栽培環境整備	（新設）	
品目等の転換後に新たに必要となる生産資材等の導入に係る取組		
（８）植栽	（新設）	
果樹及び茶の優良品種等の植栽等（伐採・抜根・整地後の植栽を含む。）に係る取組		
（９）未収益支援	（新設）	
果樹及び茶の植栽等により発生する未収益期間の樹体管理に係る取組		
(10) 研修の開催等	（新設）	
新技術の実証や導入後等に行う研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の販路開拓に必要な広報資材の作成等の取組		
(11) 推進事務	（新設）	

第２の１のⅠ及びⅡの事業において、事業実施主体（第２の１のⅠの事業においては、第２の１のⅠの第２の２に定める事業実施者を含む。）が、（１）から（10）までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組 ２　補助対象経費及び補助率 補助対象経費は別表１のとおりとし、事業実施主体（第２の１のⅠ及びⅡの事業にあっては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第２の１の取組に要する経費の補助率は、以下及びⅠからⅢまでに定めるとおりとする。 ただし、第２の１のⅠに係る事業にあっては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表１に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。 （１）ほ場条件整備　１／２以内 （２）設備導入　１／２以内 （３）品質向上　１／２以内 （４）技術実証・展示　定額、１／２以内 （５）品目等転換検討・調査　定額（転換面積10a当たり２万円。ただし１経営体当たり上限20万円とする。）	（新設）

（６）伐採・抜根・整地　１／２以内
（７）栽培環境整備　定額（転換面積10aあたり30万円以内）
（８）植栽　１／２以内
（９）未収益支援　定額
（10）研修の開催等　定額
（11）推進事務　定額

第３　事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

１　審査

第２の１のⅠの事業については農産局において、第２の１のⅡ及びⅢの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表２のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

２　審査結果の通知等

（１）農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第

第３　事業実施主体の公募

本事業は公募事業とし、農林水産省のウェブサイトにおいて、農産局長が公募するものとする。その詳細は農産局長が公募要領に定めるものとする。

１　審査

第２のⅠの事業については農産局において、第２のⅡからⅣまでの事業については地方農政局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

２　審査結果の通知等

（１）農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第

２の１のⅠの事業については応募者に対して、第２の１のⅡ及びⅢの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。

（２）・（３）（略）

第４　事業実施手続

１　事業実施計画

（１）事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第１号により事業実施計画を作成の上、第２の１のⅠにあっては農産局長、第２の１のⅡ及びⅢにあっては地方農政局長等（以下「農産局長等」という。）へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

（２）（１）の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、（１）に準じて行うものとする。

ア　事業内容の取組の新設

イ　成果目標の変更

ウ　特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

（３）第２の１のⅡ及びⅢの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

ア　事業の実施要件を全て満たしていること。

２のⅠの事業については応募者に対して、第２のⅡからⅣの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。

（２）・（３）（略）

（新設）

イ　当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

ウ　取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること。

２　事業の着手

（１）事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第２号により農産局長等に提出するものとする。

（２）（１）のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第９の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（３）農産局長等は、（１）のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第５　事業の適正な執行の確保及び指導推進等 １　国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。 ２　農産局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は第２の１のⅠの第２の３及びⅡの第４の（６）に定める支援対象者のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。 （１）農産局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき。 （２）事業実施主体が第７の２に定める事業評価等の報告を怠ったとき。 （３）導入した設備が消滅又は消失したとき。 （４）導入した設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき。 （５）改植等の取組が継続されていないこと、改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき。	第４　事業の適正な執行の確保及び指導推進等 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。 （新設）
第６　設備等の管理運営に関する基準等 １　管理運営 支援対象者は、事業により整備した設備やほ場（以下「設備	（新設）

等」という。）について、法定耐用年数の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。 ２　指導監督 事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。 また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。 ３　事業名等の表示 支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。 第７　点検評価等 １　事業実施状況の報告 （１）事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第３号により作成し、事業実施年度の翌年度の７月末日までに農産局長等に報告するものとする。 （２）農産局長等は、（１）の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。 ２　事業の評価及び改善指導 （１）事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第４号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の７月末日までに農産局長等に報告するものと	（新設）	

する。

（２）農産局長等は、（１）の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

別表１（補助対象経費）

（新設）

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 （ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するた	・賃金については、

		め直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・自らが会議室を所有している場合は、その会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費に

		通信に係る経費	ついては、基本料は除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要な原材料の経費	
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
	消耗品費	事業を実施するた	・消耗品費は物品受

		めに直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	払簿で管理すること。
	植栽費	・永年性作物の伐採・抜根及び整地並びに植栽等の実施に直接必要な経費	
	転換等助成費	・生産者が転換先品目を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費	
	未収益期間栽培管理費	・植栽等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に	

		直接必要な経費	
	ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費	
	設備設置費	以下の設備の設置に直接必要な経費 ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	
	燃料費	・現地調査に使用する自動車のガソリン代等の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会	

		議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・自身、自身の代表者及び自身に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。た

			だし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注１　補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。
注２　表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。
・　本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
・　補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合
注３　次の取組に係る経費は、補助対象外とする。
・　国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
・　農産物等の販売価格支持又は所得補てん
・　新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別表２（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。
・　過去３か年に適正化法第17条第１項又は第２項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
・　効率性を除く審査基準のうち１項目でも０ポイントとなった場合

１　（略）
２　各品目の審査基準
（１）（略）
（２）茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント

別表（審査基準）

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。
・　過去３か年に適正化法第17条第１項又は第２項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
・　効率性を除く審査基準のうち１項目でも０ポイントとなった場合

１　（略）
２　各品目の審査基準
（１）（略）
（２）茶

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント

茶に対する知見		（略）	（略）	（略）
成果目標に関する基準	Ⅱの第４の（１）のア	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第４の（１）のイ	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第４の（１）のウ	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第４の（１）のエ	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第４の（１）のオ	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第４の（１）のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合 ※災害発生年と比較する単収は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの３年間の平均値とする。	（略）	（略）

茶に対する知見		（略）	（略）	（略）
成果目標に関する基準	Ⅱの第２の３の（１）のア	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第２の３の（１）のイ	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第２の３の（１）のウ	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第２の３の（１）のエ	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第２の３の（１）のオ	（略）	（略）	（略）
	Ⅱの第２の３の（１）のカ	災害発生年と比較した単収の増加割合	（略）	（略）

（削る。）

（３）（略）

Ⅰ　果樹

第１　趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量

（３）野菜

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標に関する基準	目標年度における対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の増加割合 ※複数の品目・品種等を対象とする場合は、当該品目・品種等の合計出荷額の割合を基準としてポイントを付与する。	10%以上 ９%以上 ８%以上 ７%以上 ５%以上 ５%未満 【輸出実績がない事業実施主体の場合】 ・８%以上 ・７%以上 ・６%以上 ・５%以上 ・３%以上 ・３%未満	５ ４ ３ ２ １ ０ ５ ４ ３ ２ １ ０
事業対象品目・品種における輸出先国のニーズ分析	・定量的な分析が行われているか。 ・客観的な分析が行われているか。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた分析が行われているか。 ・輸出先国は、ニーズの結果を踏まえて選択されているか。 ・事業対象品目は、ニーズ分析の結果を踏まえて選択されているか。	５つ満たす。 ４つ満たす。 ３つ満たす。 ２つ満たす。 １つ満たす。 １つも満たさない。	５ ４ ３ ２ １ ０

（４）（略）

Ⅰ　果樹

第１　趣旨

果樹は、他の作物と比較して労働時間が長く、かつ、労働量

のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で２割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力的植栽方法への転換及び省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、果樹生産においては、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴潅水同時施肥法や機

のピークが収穫等の短期間に集中する労働集約的な構造のため、園地の集積・集約化、規模拡大が進んでいないことなどから果樹の販売農家は10年で２割減少するなど生産基盤の脆弱化が継続している。

高品質な国産果実は国内外で高い評価を受けており、輸出品目としても高いポテンシャルを有しているにも関わらず、人口減少による国内需要の減少を上回って生産量が減少しており、国際競争力を維持し、安定した輸出を行っていくためには国内需要も含め生産量を確保することが急務となっている。

加えて、近年頻発している大規模自然災害、気候変動に起因する新規病害のまん延や今まで発生していなかった凍霜害や雹害の頻発など栽培環境の変化等のリスクが顕在化している。これらの災害によって国内外の市場が求める安定的な農産物の供給に支障が生じ、個別の農業経営のみならず産地としての競争力に大きな影響を及ぼしかねない状況となっており、果樹産地の労働生産性の向上のために省力樹形の導入等が必要となっている。

また、我が国において、将来にわたって安定した良質な果実生産による国際競争力の高い持続可能な果樹農業を実現していくためには、予見し難い極端な気象推移や新規病害虫にも対応できる強固な生産基盤形成を進める必要があることから、災害防止設備等の導入を支援することで、今後発生する自然災害等を未然に防止し、安定生産を行うための体制構築が必要となっている。

さらに、高い防水性と透湿性を兼ね備えた被覆資材を利用した周年マルチ点滴潅水同時施肥法や機能性果実袋を利用した

能性果実袋を利用した生理障害軽減技術等、安定した高品質生産を継続するための生産技術の確立が必要となっている。 これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。	生理障害軽減技術といった果樹生産技術が、我が国果実の高い国際競争力を支えてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症のまん延により、当該技術の基幹となる被覆資材が入手困難となっており、市場の信頼を維持し、安定した高品質生産を継続するためには、緊急に代替資材等による生産技術を確立することが必要となっている。 これらの課題の解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。
第２　事業実施主体等 １　事業実施主体 （１）事業実施主体は、次に掲げる者とする。 民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。 ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 （２）事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。	（新設）

（３）業務の内容については、２に定める本事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに附帯する業務とする。

（４）必要な報告の聴取又は調査

事業実施主体は、（３）の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（５）事業の円滑な推進

事業実施主体は、（３）の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア　推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ　交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ　実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ　その他必要となる取組

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

２　事業実施者

（１）本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第４条の４第２号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、産地協

議会と連携して事業を実施するものとする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

（２）都道府県の区域を越える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア　都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。

イ　事業実施者がアに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事業実施主体に届け出るものとする。

なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。

ウ　イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手続に準じるものとする。

（３）別紙２の第２の１（４）に定める取組のうち安定した高品質生産に係る生産技術及びその他新技術の導入に係る実証試験（以下「技術の実証」という。）の実施については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施

主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。

ア　自らが取組を実施すること。

イ　取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けること。

（４）事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、（３）にあっては、この限りでない。

３　支援対象者

第３に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、技術の実証については、次の（３）、（４）及び（５）に限る。また、２（３）の場合にあっては、支援対象者を設定しないものとする。

（１）産地計画において担い手と定められた者

（２）産地計画に参画している生産者（１年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して８年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）

（３）地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55年法律第 65号。以下「基盤法」という。）第19条第１項に定める地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（同条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた担い手等（目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第４項第１号

ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第６条第１項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者） （４）農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。） （５）生産出荷団体（別紙２の第２の１（４）に定める取組の実施に限る。） （６）農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者	
第３　事業の内容	第２　事業の内容等
（削る。） 国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、第２の１の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、第２の３に定める本事業の支援対象者（以下「支援対象者」という。）が、『果樹産地構造改革計画について（平成17年３月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）』（以下「産地計画通知」という。）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）等に基づき、当該計画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる別紙２の第２の１に掲げる取組に対し支援する取組とする。 また、各取組に係る留意事項は、以下のとおりとする。	１　本事業で支援する取組 国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るため、２の事業実施主体が生産基盤強化を目的として実施する、４に定める本事業の支援対象者（以下「支援対象者」という。）が、『果樹産地構造改革計画について（平成17年３月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）』（以下「産地計画通知」という。）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）が、産地計画通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）等に基づき、当該計画に定められた品目・品種について行う労働生産性の向上が見込まれる以下の取組に対し支援する取組とする。
（１）技術の実証については、社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規	（新設）

模実証とし、その補助率は１／２とする。	
（２）植栽（別紙２の第２の１（８））及び伐採・抜根・整地（別紙２の第２の１（６））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Ｉにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10％以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Ｉにおいて以下同じ。）や、省力的植栽（園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法。Ｉにおいて以下同じ。）、優良品目・品種の植栽とする。	（１）国際競争力の強化に向けた果樹産地の体質強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減又は面積当たり収量増加を慣行比10％以上とすることが試験結果若しくは事例で確認できる樹形。Ｉにおいて以下同じ。）や優良品目・品種への改植（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する移動改植を含む。Ｉにおいて以下同じ。）・新植及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理
（削る。）	（２）防霜ファン、かん水設備、多目的防災網及び農産局長との協議の上でその他事業実施主体が特に必要と認める災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備
（削る。）	（３）病害の低減に資する雨よけ設備の設置
（削る。）	（４）社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証
（３）別紙２の第２の１の（９）の未収益支援の補助率は、10a当たり 22 万円の定額とする。	（新設）
（削る。）	２　事業実施主体
	（１）事業実施主体は、次に掲げる者とする。 民間企業、特定非営利活動法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団

法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

ただし、いずれの組織においても役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（２）事業実施主体は、本事業の業務の実施に関する事項について、あらかじめ農産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

（３）業務の内容については、３に定める本事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）に対する助成及びそれに附帯する業務とする。

（４）必要な報告の聴取又は調査事業実施主体は、（３）の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（５）事業の円滑な推進事業実施主体は、（３）の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア　推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知の徹底、適正な事業の実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ　交付事務

（削る。）	申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等 ウ　実施確認 事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認 エ　その他必要となる取組 アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組 ３　事業実施者 （１）本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第４条の４第２号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とし、産地協議会と連携して事業を実施するものとする。 ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。 （２）都道府県の区域を超える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。 ア　都道府県の区域を地区とする従たる事務所において事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとに事業を委任する者を置き、その者に行わせることができる。 イ　事業実施者が前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県を地区とする都道府県法人を通じて事

	業実施主体に届け出るものとする。 なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は事業実施主体に届け出るものとする。 ウ　イに基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手続に準じるものとする。 （３）１（４）に定める取組については、次のア及びイを満たす場合に限り生産出荷団体その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる。 ア　自らが１（４）に定める取組を実施すること イ　１（４）に定める取組の計画、実施及び評価について都道府県からの指導を受けるものとする。 （４）事業実施者は、事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。なお、（３）にあっては、この限りでない。
（削る。）	４　支援対象者 １に定める取組の支援対象者は、次に掲げる者とする。ただし、１（４）に定める取組については、次の（３）、（４）及び（５）に限る。また、３（３）の場合にあっては、支援対象者を設定しないものとする。 （１）産地計画において担い手と定められた者 （２）産地計画に参画している生産者（１年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して８年

	以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。） （３）農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。） （４）生産出荷団体（１（４）に定める取組に限る。） （５）農産局長との協議の上で事業実施主体が特に必要と認める者
第４　事業の実施要件 本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。 （１）別紙２の第２の１に定める取組のうち（４）以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第２条の３に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。 （２）別紙２の第２の１（８）及び（９）に定める取組について、支援対象者は事業実施の４年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。 転換の態様が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第５に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認	５　事業の実施要件 次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。 （１）１（１）、（２）及び（３）に定める取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。また、１（４）に定める取組については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第２条の３に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。 （２）１（１）に定める取組について、支援対象者は事業実施の４年後に転換の態様が維持されていることを確認し、事業実施者に報告すること。 転換の態様が維持されていることの確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているかについて第３の２に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の

根拠書類を５年間保管すること。	確認根拠書類を５年間保管すること。
（３）支援対象者が事業実施から４年後までに以下のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。ただし、技術の実証については、支援対象者（第２の２（３）の場合にあっては事業実施者をいう。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。	（３）支援対象者が事業実施から４年後までに以下のアからウのいずれかの要件を満たすこと。ただし、１（４）に定める取組については、支援対象者（３（３）の場合にあっては事業実施者をいう。以下同じ。）が事業実施の翌年度までにエの要件を満たすこと。
ア　支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を８割以上とすること	ア　改植及び新植後の支援対象者の果樹栽培面積のうち、産地計画における生産振興品目・品種の栽培面積を８割以上とすること
イ・ウ　（略）	イ・ウ　（略）
エ　技術の実証の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること	エ　新技術の実証等の取組により得られた成果を他の産地も含め活用できるように公表すること
（４）実施面積が１か所当たり以下のとおりであること。	（４）実施面積が１か所当たり以下のとおりであること。
ア　別紙２の第２の１のうち以下のイ及びウ以外の取組：地続きでおおむね２ａ以上	ア　１（１）に定める取組：地続きでおおむね２ａ以上
イ　別紙２の第２の１（１）及び（２）に定める取組（以下「ほ場条件整備等」という。）：地続きでおおむね10ａ（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね２ａ）以上	イ　１（２）及び（３）に定める取組：地続きでおおむね10ａ（ただし、土壌土層改良の取組は地続きでおおむね２ａ）以上
ウ　別紙２の第２の１（４）に定める取組：おおむね200ａ（ただし、別紙２の第２の１（４）に定める取組のうち展示ほの設置（以下「展示」という。）は地続きでおおむね２ａ）以上	ウ　１（４）に定める取組：おおむね200ａ以上
（５）ほ場条件整備等の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。	（５）１（２）及び（３）の実施に当たっては、原則として支援対象者が農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、次年度に加入することを確約すること。

また、これ以外の取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

（６）ほ場条件整備等及び省力的植栽ほ場の展示に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

（７）別紙２の第２の１（２）に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙２の第２の１（８）に定める植栽の取組と一体的に実施するものとする。

（削る。）

また、１（１）及び（４）に定める取組を事業実施者が実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

（６）１（２）及び（３）の実施に当たっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

（７）１（３）に定める取組は、１（１）に定める改植・新植の取組と一体的に実施するものとする。

第３　事業実施手続

１　事業実施計画

（１）事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第１－１号により事業実施計画を作成の上、農産局長へ提出し、その妥当性について農産局長と協議を行うものとする。また、事業実施計画に定める成果目標の達成年度は、事業実施年度から４年後とする。なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画については、農産局長との協議を行ったものとみなすことができる。

（２）（１）の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、（１）に準じて行うものとする。

ア　事業内容の取組の新設

イ　特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第５　果樹先導的取組支援事業実施計画 （１）支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第１号及び別紙参考様式第３号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、技術の実証を実施する支援対象者は、別紙参考様式第２号及び別紙参考様式第３号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。 （２）・（３）（略） （削る。）	２　果樹先導的取組支援事業実施計画 （１）支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた果樹先導的取組支援事業実施計画を別紙参考様式第１号及び別紙参考様式第３号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、第２の１（４）の取組を実施する支援対象者は、別紙参考様式第２号及び別紙参考様式第３号により事業実施者に提出し、その承認を受けるものとする。 （２）・（３）（略） ３　補助対象経費 本事業における補助対象経費はＩ別表のとおりとし、補助率は以下のとおりとする。 （１）事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費につき定額とする。ただし、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表１に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものとする。 （２）支援対象者が行う本事業の実施に必要な経費につき２分の１以内とする。ただし、改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費については、定額（22万円/10a以内）とする。 ４　事業の着手

（削る。）	（１）事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。 ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第１－２号により農産局長に提出するものとする。 （２）（１）のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。 また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第９の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。 （３）農産局長は、（１）のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
第６　推進指導体制等 （１）・（２）（略） （３）産地段階 産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。た	５　推進指導体制等 （１）・（２）（略） （３）産地段階 産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関

だし、技術の実証についてはこの限りでない。

第７　補助金の配分等

１　補助金の配分

（１）事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

ア～コ（略）

（２）（１）に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、（１）に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

（３）設備導入の取組のうち雨よけ設備の導入については、産地協議会ごとに（１）に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順（同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順）に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

２　補助金の交付

（１）補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第４号又は別紙参考様式第５号に定める果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書により事業実施者（第２

係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。ただし、第２の１（４）で定める取組についてはこの限りでない。

第４　補助金の配分

（新設）

１　事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出したポイントに応じた額を事業実施者へ交付するものとする。

（１）～（10）（略）

２　１に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、１に掲げる事項ごとに、事業実施主体が農産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用等の構造改革に取り組む産地協議会に対しては、優先配分するものとする。

３　第２の１（３）の取組については、産地協議会ごとに１に掲げる事項を勘案して算出したポイントの高い順（同一ポイントを獲得した産地協議会が複数ある場合には、当該取組の要望額の小さい順）に並べ、事業実施主体が農産局長と協議して定める当該取組の予算額の範囲内において、ポイントが上位の産地協議会から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を事業実施者へ交付するものとする。

第５　補助金の交付

１　補助金の交付を受けようとする支援対象者は、別紙参考様式第４号又は別紙参考様式第５号に定める果樹先導的取組支援事業補助金（変更）交付申請書により事業実施者（第２の３（３）

の２（３）の場合にあっては事業実施主体）に対し補助金の交付を申請するものとする。 （２）事業実施者（第２の２（３）の場合を除く。）は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。	の場合にあっては事業実施主体）に対し補助金の交付を申請するものとする。 ２　事業実施者（第２の３（３）の場合を除く。）は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
３　実績報告 （１）支援対象者は、本事業の実績について、第５の（１）の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第６号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者（第２の２（３）の場合にあっては事業実施主体）に報告するものとする。 （２）事業実施者（第２の２（３）の場合を除く。）は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。	第６　実績報告及び補助金の請求 １　支援対象者は、本事業の実績について、第３の２（１）の果樹先導的取組支援事業実施計画の内容に準じて記載するとともに、補助金の請求額について、別紙参考様式第６号に定める果樹先導的取組支援事業補助金実績報告書兼補助金支払請求書により事業実施者（第２の３（３）の場合にあっては事業実施主体）に報告するものとする。 ２　事業実施者（第２の３（３）の場合を除く。）は、支援対象者からの報告を取りまとめ、内容を審査の上、事業実施主体に報告するものとする。
（削る。） （削る。） （削る。）	３　事業実施主体は、事業終了後３か月以内に、１及び２の報告を取りまとめ、内容を審査した上、別紙様式第１－３号による事業実施報告書を農産局長に提出するものとする。 ４　事業実施主体は、事業が完了した場合は、内容を審査した上、別紙様式第１－４号及び別紙様式第１－５号により補助金請求書を作成し、農産局長に提出するものとする。 ５　事業実施主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別紙様式第１－６号により補助金請求書を作成し、農産局長に提出するものとする。
４　補助金の支払	第７　補助金の支払い

事業実施主体は、３の（１）及び（２）により報告された場合には、第２の１（２）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第２の２（４）の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。	事業実施主体は、第６の１及び２により報告された場合には、第２の２（２）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、事業実施者は、第２の３（４）の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に対して補助金を支払うものとする。
（削る。）	第８　補助金の返納 事業実施主体は、本事業に係る補助金の交付を受けた支援対象者等が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該支援対象者等に指示を行い、農産局長に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
（削る。）	第９　設備等の管理運営に関する基準等 １　管理運営 支援対象者は、事業により整備した設備やほ場（以下「設備等」という。）について、法定耐用年数の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。 ２　指導監督 事業実施者は、事業の適正な推進が図られるよう、支援対象者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。 また、事業実施者は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、支援対象者を十分に指導監督するものとする。 ３　事業名等の表示

	支援対象者等は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。
（削る。）	第10　点検評価等 １　事業実施状況の報告 （１）事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第１－７号により作成し、事業実施年度の翌年度の７月末日までに農産局長に報告するものとする。 （２）農産局長は、（１）の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。 ２　事業の評価及び改善指導 （１）事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第１－８号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の７月末日までに農産局長に報告するものとする。 （２）農産局長は、（１）の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。
第８　その他 １・２（略）	第11　その他 １・２（略）
（削る。）	Ｉ別表（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備　品		・事業を実施するため	・取得単価が 50 万円以

費		に直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 （ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る）	上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること ・耐用年数が経過するまでは、支援対象者による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと
賃　金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること

			・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない
事　業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・支援対象者が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること ・電話等の通信費については、基本料は除く
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く

	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く）	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること
	改植費	・省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の実施に直接必要な経費	
	未収益期間栽培管理費	・改植・新植等に伴い発生する未収益期間における栽培管理に直接必要な経費	

	ほ場整備費	ほ場の整備に直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機の賃借に要する費用・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・園内道等の整備費、傾斜の緩和に係る経費、排水路の整備費 ・防霜、防雹、防風、その他病害虫対策に係る設備の整備費（防霜ファン、多目的防災網、雨よけ設備等の整備費） ・用水、かん水施設等の整備費（揚水施設、散水施設、自動制御装置等の整備費）	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な支援対象者等が行う資料収	

		集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・支援対象者、支援対象者の代表者及び支援対象者に従事する者に対する謝金は認めない
委　託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・民間企業内部で社内

			発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする
役　務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑　役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注１　補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注２　表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

・　本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合

・　補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備

	品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合 注３　次の取組に係る経費は、補助対象外とする。 ・　国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組 ・　農産物等の販売価格支持又は所得補てん ・　新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告
Ⅱ　茶	Ⅱ　茶
第１　趣旨 茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。 こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の植栽等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。 これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。	第１　趣旨 茶は、リーフ茶を中心に消費量が長期的に減少している一方で、産地や品種の特徴等を捉えた新しい茶の楽しみ方を提案する喫茶店等が広がりをもって展開され、若年層を含む消費者の支持を得ているほか、輸出が過去最高額を記録するなど、需要動向の変化も見られている。 こういった国内外の新たな需要に対応するため、茶の新植・改植等を実施するとともに、安定生産を図るため、近年頻発する自然災害を未然に防止するための設備等の設置など、国内茶産地の生産基盤の強化や国際競争力の向上を図るための体制構築が急務となっている。 これらの課題解決を図るために必要な経費について補助を行うものとする。
（削る。）	第２　事業の内容等 １　本事業で支援する取組 ２の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図るために行う以下の取組とする。

第２　事業実施主体

事業実施主体は、以下（１）に掲げる者とし、（２）の全ての要件を満たすものとする。

（１）ア～ウ　（略）

（削る。）

（２）（略）

（削る。）

（１）茶の改植等

国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図ることができる優良品種への改植等（改植（移動改植を含む。）、新植、棚施設を利用した栽培法への転換、台切り、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析をいう。以下同じ。）。

（２）災害対応設備の設置

防霜ファンその他地方農政局長等が特に必要と認める災害対応設備の設置

（３）（１）及び（２）を実施するための推進事務

２　事業実施主体

事業実施主体は、以下（１）に掲げる者とし、（２）の全ての要件を満たすものとする。

（１）ア～ウ　（略）

エ　特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第４項に規定する団体をいう。）（１の（２）に取り組む場合のみ）

（２）（略）

３　事業の実施要件

次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

（１）事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

	成果目標	目標年度（事業実施年度から

		の年数）
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を８割以上とすること	３年後
イ	栽培面積の１割以上を産地で推奨する品種へ転換すること	３年後
ウ	生産量又は販売額を12％以上増加すること	３年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を２割以上とすること	４年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を２割以上とすること	３年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を１割以上増加すること	２年後

（２）受益面積が20ａ以上であること。

（３）試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと（１（２）に定める取組に限る。）。

（４）受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）に65歳未満の者が含まれること。

（５）受益農業従事者が５名以上であること。

（６）受益農業従事者のうち少なくとも１名以上が、以下のア又

（削る。）	はイに該当すること。 ア　人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第２に定める人・農地プランをいう。以下同じ。）又は経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第２の１に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。 イ　農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。 （７）１の（１）に取り組む場合にあっては、４に定める要件を満たしていること。 （８）１の（２）に取り組む場合にあっては、５に定める要件を満たしていること。 ４　茶の改植等 １の（１）の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。 （１）定義 Ⅱにおける用語については、以下のアからケまでのとおりとする。 ア　改植（移動改植を含む。） 茶園において、茶樹の樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ　移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ　新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ　棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ　台切り

茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

カ　直接被覆栽培への転換

てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。

キ　有機栽培への転換

有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することをいう。

ク　輸出向け栽培体系への転換

輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することをいう。

第３　事業の内容等

（削る。）

１　本事業で支援する取組

第２の事業実施主体が国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図るために行う別紙２の第２の１に掲げる取組とする。

また、各取組に係る留意事項は以下のとおりとする。

（１）設備導入（別紙２の第２の１（２））については、以下に定めるところによるものとする。

ア　事業実施主体は、交付決定後、当該設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第５号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

イ　導入設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること

ウ　導入設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

ケ　未収益支援

改植等（新植（災害復旧事業や土地改良事業により造成した茶園に植栽する場合を除く。）、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を除く。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

（２）事業内容

ア～エ

（新設）

エ　導入する設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

（２）品質向上（別紙２の第２の１（３））については、以下のとおりとする。

ア　棚施設を利用した栽培法への転換については、茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換するものとする。

イ　直接被覆栽培への転換については、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換するものとする。

ウ　有機栽培への転換については、有機JAS等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、目標年度までに有機JAS等の有機栽培に係る第三者認証を取得するものとする。

エ　輸出向け栽培体系への転換については、輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することとする。また、対象とする茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売するものとするほか、事業実施主体がＧＦＰコミュニティサイトへの登録を行っていることを要件とする。

（３）技術実証・展示（別紙２の第２の１（４））については、以下のとおりとし、その補助率は１／２以内とする。

ア　技術実証については、低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証とする。

イ　展示については、茶への転換や省力的な栽培管理に資す

るほ場条件整備・植栽方法等に係る展示とする。

（４）植栽（別紙２の第２の１（８）。台切りを含む。）及び伐採・抜根・整地（別紙２の第２の１（６））とあわせ行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。）については、国際競争力の強化に向けた茶産地の体質強化を図ることができる優良品種の植栽とする。

（５）未収益支援（別紙２の第２の１（９））については、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10ａ当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10ａ当たり単価
（ア）植栽に伴う未収益支援①	141,000円
（イ）植栽に伴う未収益支援②（第４の（６）のア（カ）を満たす場合に限る。）	181,000円
（ウ）棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
（エ）台切りに伴う未収益支援	70,000円

※台切りとは、茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

２　事業実施区域

（略）

第４　事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

（１）事業実施主体が以下のいずれかの成果目標を設定すること

	成果目標	目標年度（事業実施年度からの年数）
ア	栽培面積のうち、産地で推奨する品種の栽培面積を８割以上とすること。	３年後
イ	栽培面積の１割以上を産地で推奨する品種へ転換すること。	３年後
ウ	生産量又は販売額を12％以上増加すること。	３年後
エ	栽培面積のうち、有機栽培面積を２割以上とすること。	４年後
オ	栽培面積のうち、輸出向け栽培面積を２割以上とすること。	３年後
カ	防災設備の導入により、災害発生年と比較して単収を１割以上増加すること。	３年後

（３）事業実施区域

（略）

（新設）

（２）受益面積が20ａ以上であること。

（３）第３の１（１）に取り組む場合にあっては、試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

（４）受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）に65歳未満の者が含まれること。

（５）受益農業従事者のうち少なくとも１名以上が、以下のアからエのいずれかに該当すること。

ア　人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第２に定める人・農地プランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

イ　経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第２の１に定める経営再開マスタープランをいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

ウ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

エ　農地中間管理機構（農地主幹管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第４条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

（６）第３の１（２）及び（４）に取り組む場合にあっては、次のア及びイの要件を満たしていること。

ア　支援の対象となる生産者

事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。

（ア）茶生産者グループに参画している支援対象者の事業実施年度における植栽の実施面積の合計が、20ａ以上であること。

（イ）茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。

（ウ）茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも１経営体以上が、以下のａからｄのいずれかに該当すること。

ａ　人・農地プランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

ｂ　経営再開マスタープランにおいて、中心となる経営体として現に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。

c　地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

d　農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。

（エ）運営に係る規約その他の規程が定められていること。

（オ）生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が植栽等を実施する年度の前年度（前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度）において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。

（カ）第３の１の（５）の（イ）に掲げる未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

a　40ａ以上又は植栽実施面積の１割以上について異なる品種への転換を行うこと。

b　次の（ａ）から（ｅ）までの５項目から２項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。

（ａ）ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置

（ｂ）新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置

（ｃ）生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入

（ｄ）機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化

（ｅ）国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発

酵茶等の栽培・加工の取組の実施

イ　支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

（ア）第３の１（２）に定める取組を行う場合にあっては、事業実施年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

（イ）植栽後は、地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有すること。

（ウ）当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する茶産地展開計画に定めた地域内にあること。

（エ）当該茶園について、農地法（昭和27年法律第229号）第４条又は第５条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。

（オ）当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。

（カ）過去（同一の作物年に実施する場合を除く。）に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第３の１（２）又は（４）に定める取組を実施した茶園でないこと。ただし、第３の１（２）に定める取組に対する支援を受ける茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。

（７）受益農業従事者が５名以上であること。

第５　事業実施確認・報告

１　実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

（１）事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行うこととしている茶園が第４の（６）イに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する。

（２）事業実施主体は、茶生産者グループが植栽等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

ア　事業の取組が確実に実施されたこと。

イ　（略）

ウ　植栽を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

（削る。）

エ～キ　（略）

（３）・（４）（略）

（５）確認業務の委託

事業実施主体は、（１）及び（２）に係る確認業務を次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

（４）事業実施確認・報告

ア　実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

（ア）事業実施主体は、茶生産者グループが改植等を行うこととしている茶園が（２）ウに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に提出資料又は現地で確認する。

（イ）事業実施主体は、茶生産者グループが改植等を行ったことを確認する（以下「事後確認」という。）ため、以下の事項を現地で確認するものとする。

ａ　改植等の取組が確実に実施されたこと

ｂ　（略）

ｃ　改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名

ｄ　移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと

ｅ～ｈ（略）

（ウ）・（エ）（略）

（オ）確認業務の委託

事業実施主体は、（ア）及び（イ）に係る確認業務を次のａからｄまでに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

ア～エ　（略）

（６）実施確認結果の通知

ア　事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

イ　アの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

２　事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、第４の（１）に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、植栽等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の７月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

３　補助金の返還

事業実施主体は、２の事業実施状況の確認をした結果、植栽等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

（１）補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、植栽等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合

ａ～ｄ（略）

（カ）実施確認結果の通知

ａ　事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、確認結果を通知する。

ｂ　ａの通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を通知するものとする。

イ　事業実施状況の報告

本要綱第35の報告について、事業実施主体は、３の（１）に規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、事業実施状況報告書を作成し翌年度の７月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

ウ　補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

（ア）補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合

（２）気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、植栽等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

（削る。）

（削る。）

（イ）気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設が崩壊し又は茶樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合

５　災害対応設備の設置

１の（２）の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

（１）事業実施主体は、交付決定後、災害対応設備を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、災害対応設備納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、別紙様式第２－１号により、入札結果報告を地方農政局長等に提出するものとする。

（２）導入対象防災設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業対象期間にわたり、十分な利用が見込まれること

（３）導入対象防災設備の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

（４）導入する災害対応設備は、動産総合保険等の保険に加入すること。

第３　事業実施手続

１　事業実施計画

（１）事業実施主体は、事業実施前に、事業実施計画を作成の上、

別紙様式第２－２号により地方農政局長等へ提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

（２）事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。

（３）（１）の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続は、（１）に準じて行うものとする。

ア　事業内容の取組の新設

イ　成果目標の変更

ウ　第２の１の（１）及び（２）の取組における支援対象者の変更

エ　特に必要と認められる重要な変更

なお、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

（４）地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、地方農政局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

ア　事業の実施要件を全て満たしていること

イ　当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること

ウ　取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること

２　補助対象経費

本事業における補助対象経費はⅡ別表のとおりとし、補助率

は以下のとおりとする。

また、申請補助金額については、千円単位で計上する。

（１）第２の１の（１）及び（２）の実施に必要な経費につき２分の１以内とする。ただし、改植等に伴う第２の４の（１）のケの未収益支援を受ける場合は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に10ａ当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助金の総額とする。

支援内容	10ａ当たり単価
（ア）改植に伴う未収益支援①	141,000円
（イ）改植に伴う未収益支援②（第２の４の（２）のイの（カ）を満たす場合に限る）	181,000円
（ウ）棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
（エ）台切りに伴う未収益支援	70,000円

（２）第２の１の（３）の実施に必要な経費につき定額とする。

３　事業の着手

（１）事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第２－３号により、地方農政局

	長等に提出するものとする。 （２）（１）のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。 　また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。 　なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、本要綱第９の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。 （３）地方農政局長等は、（１）のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
（削る。）	第４　補助金の返納 １　事業実施主体は、本事業に係る補助金の交付を受けた支援対象者等が、本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該支援対象者等に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。 ２　地方農政局長等は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又は支援対象者のいずれかがこれらの事由のいずれか

	に該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることとする。 （１）地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき （２）事業実施主体が第５の２に定める事業評価等の報告を怠ったとき （３）導入した防災設備が消滅又は消失したとき （４）導入した防災設備が適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき （５）茶の改植等の取組が継続されていないこと、茶の改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき
（削る。）	第５　点検評価等 １　事業実施状況の報告事業実施主体は、本要綱第35に基づき、別紙様式第２－４号により事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。 ２　事業の評価及び改善指導 （１）事業実施主体は、本要綱第36に基づき、別紙様式第２－５号により事業評価報告書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。 （２）地方農政局長等は、（１）の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に

評価を行うよう指導するものとする。

（削る。）

第６　設備等の管理運営に関する基準等

１　管理運営受益農業従事者は、事業により整備した設備やほ場（以下「設備等」という。）について、法定耐用年数の満了時までは、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

２　指導監督事業実施主体は、事業の適正な推進が図られるよう、受益農業従事者による適正な設備等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、事業実施主体は、関係書類の整備、設備等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、受益農業従事者を十分に指導監督するものとする。

３　事業名等の表示受益農業従事者は、事業により整備した設備等について、事業名、整備を実施した年月日等を表示するものとする。

（削る。）

Ⅱ　別表（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備　品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証及び調査に係る備品の購入に要する経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主

			体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃　金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。

事　業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料は除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械・施設、ほ場等の借上経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	資機材費	・事業を実施するために直接必要なほ場の設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	改植費	・改植等（移動改植を含む。）、新植、栽培方法の転換の実施に必要な経費	
	防災設備設置費	・防霜に係る設備の設置費	
	未収益期間栽培管理費	・改植等（移動改植を含む。）、棚施設を利用した栽培法への転換及び台切りの実施後、未収益となる期間に要する経費	
	燃料費	・現地調査に使用する	

		自動車のガソリン代等の経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な支援対象者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委　託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業

		施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役　務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑　役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印	

		紙に係る経費	

注１　補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注２　表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

・　本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合

・　補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注３　次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

・　国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

・　農産物等の販売価格支持又は所得補てん

・　新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

（削る。）

Ⅲ　野菜

第１　趣旨

野菜については、人口減少の影響等により国内の消費量は減少傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外食等の消費が大幅に減少する等の影響が生じている。

一方で、世界の食料需要は増加する見込みであるものの、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準値等に適合しない野菜は輸出することができないため、輸出拡大の機会を逃してい

る。

このような中、我が国の野菜の国際競争力の強化並びに産地の維持及び発展を図るためには、海外の規制に対応するとともに、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の野菜を継続的に生産することができる体制を構築することにより、マーケットインの発想を持って輸出先国のニーズに合わせた野菜の生産拡大を行う産地の育成が急務となっている。

このため、海外市場の需要に対応した生産体制の強化に取り組む産地の先導的な取組に必要な経費について補助を行うものとする。

第２　事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の要件を満たす者とする。

１　以下に掲げる団体であって、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。

（１）農業協同組合連合会

（２）農業協同組合

（３）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第１項に規定する事業を行う法人をいう。）

（４）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法第２条第３項に規定する法人をいう。）

（５）特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第４項に規定する団体をいう。）

（６）農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

２　受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者

（原則年間150日以上）をいう。）が５名以上であること。

３　ＧＦＰコミュニティサイトに登録していること。

第３　事業内容、補助対象経費、補助率等

１　事業の取組内容

事業実施主体は、輸出向けの品目・品種等への転換に必要となる以下の（１）～（３）の取組を実施することができるものとする。

ただし、（１）を必須の取組とし、これに併せて（２）又は（３）の取組を行わなければならないものとする。

（１）産地の合意形成の取組

栽培・販売方法等についての検討会、先進地調査、実需者や専門家との意見交換等の取組

（２）技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組

輸出先国の植物検疫への対応や海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）での生産等を行うため、新たに必要となる技術導入に要する生産資材・機器等の導入等の取組

（３）農業機械のリース方式による導入の取組

輸出先国の植物検疫への対応や海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）での生産等を行うため、新たに必要となる農業機械のリース方式による導入の取組

２　事業対象品目

本事業の対象とする品目は、以下の要件を全て満たすものとする。

（１）輸出向けに出荷することを目的として生産される野菜であ

ること。

（２）海外市場においてニーズがある品目・品種等であること。

３　補助対象経費

本事業の補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次に掲げる経費であって、当該事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、Ⅲ別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分してこれを行うものとする。

（１）産地の合意形成の取組

１の（１）に係る経費のうち、会場借料、調査等旅費、謝金、消耗品費等とする。

（２）技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組

１の（２）に係る経費のうち、備品費、借上費（パイプハウスのパイプや生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）とする。

（３）農業機械のリース方式による導入の取組

１の（３）に係る経費のうち、借上費とする。

（４）次に掲げる経費は補助対象としない。

ア　国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組

イ　輸出向けの品目・品種等への転換等を主目的としない取組

ウ　農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん

エ　新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インタ

ーネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

４　補助率

（１）本事業の補助率は、１の（１）の取組は定額、１の（２）及び（３）の取組は１／２以内とする。

（２）１事業計画当たりの補助限度額は５千万円とする。

５　補助要件

（１）海外市場においてニーズがある野菜の品目・品種等に転換すること。

（２）対象品目における輸出向けの出荷先となる実需者は、直近３年間において農産物又は農産物を利用した加工食品の輸出実績がある者であること。ただし、事業実施主体が自ら輸出を行う場合は、直近３年間において事業実施主体に対象品目又は対象品目を利用した加工食品の輸出実績があること。

（３）目標年度以降も、継続して輸出を行う見込みがあること。

（４）事業実施期間中に、天災その他事業実施主体の責によらない事由により事業対象品目の輸出を行うことが困難となった場合は、加工・業務用として国内の実需者との直接契約等による販売を行うこと。

第４　成果目標及び目標年度の設定

本事業の成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

（１）成果目標

目標年度までに、対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を５％以上増加させること。

ただし、事業実施前に対象品目における輸出実績がない場合は、対象品目の総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を

３％以上とすること。

（２）目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第５　事業の実施手続

１　事業実施計画の作成等

（１）事業実施主体は、別紙様式第３－１号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

（２）地方農政局長等は、事業実体計画の協議を受けた場合は、その内容を検討するものとする。

（３）農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画は、地方農政局長等の協議を行ったものと見なすことができる。

２　事業実施計画の重要な変更

事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる重要な変更に該当する場合には、１に準じた手続を行うものとする。

（１）成果目標の変更

（２）特に必要と認められる重要な変更

３　事業の着手

（１）事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着

手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第３－２号により、地方農政局長等に提出するものとする。

（２）（１）のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に事業に着手した場合には、本要綱第９の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（３）地方農政局長等は、（１）のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第６　点検評価等

１　事業実施状況の報告

（１）事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第３－３号により作成し、報告に係る年度の翌年度の７月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

（２）地方農政局長等は、（１）の報告の内容を確認し、成果目標

に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

２　事業の評価

（１）事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別紙様式第３－４号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の７月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

（２）地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成される検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

（３）地方農政局長等は、農産局長に対し、（２）の検討会開催後速やかに評価結果を別紙様式第３－５号により報告するものとする。

（４）農産局長は、（３）により報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

（５）地方農政局長等は、（４）により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

（６）地方農政局長等は、（２）の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別紙様式第３－６号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合は、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、

又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（７）（６）の改善計画に基づく取組の再評価については、（１）から（５）までに準じて行うものとする。

（８）地方農政局長等は、（４）により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。

３　事業実施効果等の調査

国は、事業の実施効果等の本事業の実施時に必要な事項に関する調査を関係都道府県と連携して行うとともに、必要に応じて、その内容を公表できるものとする。

第７　その他

１　技術導入のための生産資材・機器等の導入等の取組に関する留意事項

（１）生産資材・機器等の導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な生産資材・機器等の規模に基づいて決定することができるものとする。

（２）毎年度必要となる生産資材の導入に係る経費は助成対象としない。

（３）生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合は、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能と

なるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合は、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入すること。

２　農業機械のリース方式による導入の取組に関する留意事項

（１）農業機械のリース方式による導入の規模は、事業実施主体が設定する成果目標の達成に必要な機械の規模に基づいて決定することができるものとする。

（２）農業機械のリース料助成金の額は、対象機械ごとに次のア及びイの算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第３位の数字を四捨五入して小数第２位で表した数値とする。

ア　リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×１／２以内

イ　リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×１／２以内

（３）事業実施主体は、リース内容や対象機械の決定根拠等に係る事項を事業実施計画に記載することとする。

（４）対象機械の範囲

導入する農業機械は、本事業で補助の対象となる野菜の生産に必要な機械であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械は導入することができないものと

する。

ア　トラクター

イ　農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックフォー、パソコン等）

ウ　中古の機械

エ　機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

（５）利用条件

ア　事業実施主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した農業機械を継続利用する場合は、本事業の趣旨に沿った目標達成後の利用方針を別途設定するものとする。

イ　本事業で助成の対象となる農業機械のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）にかかわらずリース方式による導入を行うことができるものとする。

ウ　導入する農業機械は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

（６）リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）と、当該事業実施主体等が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の２者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）

は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　リース事業者及びリース料が（７）により決定されたものであること。

イ　リース期間が１年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。

ウ　国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

（７）リース事業者及びリース料の決定等

事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア　本取組によりリース事業者に機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ　本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について地方農政局長等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

（８）助成金の支払申請に係る書類

ア　事業実施主体は、（７）の入札結果及びリース契約に基づき農業機械を導入する場合は、地方農政局長等に対し助成金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

イ　地方農政局長等は、提出のあった請求内容及び資料を確

認の上、２の（２）に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該事業実施主体にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該事業実施主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

（９）スマート農機（自動収穫機、GPS車速連動施肥機等）、IoT機器（環境制御施設、遠隔潅水管理システム等）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和２年３月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施主体は、当該データ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

３　管理運営

本事業により補助金を受けて購入したもののうち１件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、別の者に使用させる場合には、事前に地方農政局長等の承認を受けるものとする。

Ⅲ別表（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備　品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費ただし、リース・レンタルを行うことが困	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は

		難な場合に限る。	除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃　金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以

			外の有給休暇や各種手当は認めない。
事　業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体等が会議室を所有している場合は、事業実施主体等の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業機械等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品	事業を実施するため	・消耗品は物品受払簿

	費	に直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	で管理すること。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するため	・謝金の単価の設定根

		に直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	拠となる資料を添付すること ・事業実施主体等の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。
委　託費		・本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等) を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役　務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成	

		果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費	
雑　役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	

注１　補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注２　表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

・　本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合

・　補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注３　次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

・　国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

・　農産物等の販売価格支持又は所得補てん

・　新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

Ⅲ　花き	Ⅳ　花き
第２　事業実施主体 （１）本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。 ア～ウ（略） （２）協議会の要件は次のとおりとする。 ア～オ（略） （３）（略）	第２　事業実施主体 １　本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。 （１）～（３）（略） ２　協議会の要件は次のとおりとする。 （１）～（５）（略） ３　（略）
（削る。）	第３　事業対象品目 本事業の助成の対象となる転換元品目は、原則として以下の要件を満たす花き品目とする。また、転換先品目は原則として花き品目とするが、需要調査や栽培実証の結果、花き品目への転換が困難な場合は、地方農政局長等と協議の上、花き以外の園芸品目を転換先品目とすることができる。 １　本事業で実施する需要回復が見込まれない品目から需要が見込まれる品目への転換面積が１つの事業実施計画につきおおむね 50 a 以上となる品目であること。 ２　当該品目について本事業で転換を行うことについて、事業実施地区内で合意形成が行われていること。
第３　事業の内容 第２の事業実施主体が行う、別紙２の第２の１に掲げる取組のうち転換元品目から転換先品目への転換に必要となる取組とする。 各取組に係る留意事項は以下のとおりとし、転換先品目について実需者等からの需要（おおよその取扱要望量や販売見込み	第４　事業の内容 事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換に必要となる以下の取組を実施できるものとする。 なお、２及び３の取組を実施する場合は、転換先品目について実需者等からの需要（おおよその取扱要望量や販売見込み量等）が確認できているものとする。

量等）が確認できているものに限るものとする。	
（削る。）	１　品目等転換に必要な検討や需要調査等の実施転換先品目の選定や販売方法、販売先等についての検討会の開催、市場や実需者 への需要調査、転換先品目の先進的な産地調査等の取組。
（削る。）	２　品目等転換に必要な生産資材等の導入生産者が転換先品目の生産を行うために新たに必要となる転換先品目の生産資材等の導入の取組。
（削る。）	３　品目等転換に必要な農業設備等の導入転換先品目の生産や出荷等に新たに必要となる農業設備及び機器の導入の取組。
（削る。）	４　その他必要な取組転換先品目の栽培等に必要な知識・技術を習得するための研修の開催や栽培マニュアルの作成、転換先品目の栽培性等の確認や出荷までの保管・輸送時の品質保持等を目的とした実証試験の実施、転換先品目の販路開拓に必要となるカタログ等のＰＲ資材の作成等の取組。
（削る。）	第５　補助対象経費、補助率等
（削る。）	１　本事業の補助対象経費は、別紙６別表に掲げるとおりとする。
（削る。）	２　第４の２の取組の助成対象経費は、新たに導入する転換先品目の生産に直接に必要と認められる生産資材等の経費とする。
（１）設備導入（別紙２の第２の１（２））については、転換先品目の生産や出荷等に新たにかつ直接必要と認められる農業設備及び機器であって、本体価格が 50 万円未満のものとし、原則として新品とする。 （２）技術実証・展示（別紙２の第２の１（４））については、転換先品目の栽培性等の確認や出荷までの保管・輸送時の品質	３　第４の３の取組で助成対象となる農業設備等は本体価格が 50 万円未満の農業設備や機器等とし、転換先品目の生産等に直接必要となるものであって、原則として新品とする。 ４　交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

保持等を目的とした実証とし、その補助率は定額とする。 （３）伐採・抜根・整地（別紙２の第２の１（６））については、花木に限るものとする。 （４）栽培環境整備（別紙２の第２の１（７））における資材導入については、新たに導入する転換先品目の生産に直接に必要と認められる生産資材等とする。	５　補助率は、第４の１及び４の取組は定額、第４の２の取組は転換面積 10a 当たり 30 万円、第４の３の取組は１／２以内とする。 （新設）
第４　事業の実施要件 本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。 （１）事業対象面積が１つの事業実施計画につきおおむね 50ａ以上となること。 （２）事業の実施について、事業実施地区内で合意形成が行われていること。 （３）事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換面積を成果目標とし、その目標年度を事業完了年度の翌年度とした成果目標を設定すること。	（新設）
第５　採択等 本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び以下の観点により審査を行うこととする。 （削る。） （１）・（２）　（略）	第６　本事業の採択等 １　事業の採択の考え方 本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び２の（１）の観点により審査を行うこととする。 ２　採択に当たっての基本的考え方 （１）・（２）　（略）

第６　事業実施上の留意点 １　（略） ２　本事業により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業により品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。 ３　（略） ４　転換先品目については、事業の点検評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。 ５～７　（略）	第７　事業実施上の留意点 １　（略） ２　本事業の第４の１により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業により品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。 ３　（略） ４　転換先品目については、第 11 に規定する事業の評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。 ５～７　（略）
（削る。）	第８　成果目標の設定 １　本事業の成果目標は、転換元品目から転換先品目への転換面積とする。 ２　目標年度は、事業完了年度の翌年度とする。 ３　転換先品目の需要調査の結果等により事業実施主体が本事業を活用した品目等転換の実施が困難となり、地方農政局長等がやむを得ないと認める場合は、事業実施期間中に１の内容以外の成果目標に変更することができる。
（削る。）	第９　事業実施手続 １　事業実施計画の作成及び承認 （１）事業実施主体は、別紙様式第４－１号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

（２）地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を検討するものとする。

（３）農産局長が別に定める公募要領により選出された補助金交付候補者の事業実施計画については、地方農政局長等の協議を行ったものとみなすことができる。

２　事業実施計画の重要な変更

（１）事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。ただし、次に掲げる重要な変更に該当する場合には、１に準じた手続を行うものとする。

ア　転換先品目の変更

イ　成果目標の変更

ウ　本要綱別表３の重要な変更欄に掲げる変更

３　事業の着手

（１）事業の実施については、交付決定の後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第４－２号により地方農政局長等に提出するものとする。

（２）（１）のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの

	期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。 　また、交付決定前に事業に着手した事業実施主体は、本要綱第９の規定による申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。 （３）地方農政局長等は、（１）のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
（削る。）	第 10　事業実施状況等の報告 　事業実施主体は、事業終了後速やかに、事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を別紙様式第４－３号により作成し、地方農政局長等に報告するものとする。 　ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第６条第１項の規定に基づく実績報告書の提出をもってこれに変えることができる。
（削る。）	第 11　事業の評価 １　事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の６月末までに、別紙様式第４－４号により地方農政局長等に報告するものとする。 ２　地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行う。

	３　地方農政局長等は、２の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対して改善措置を提出させるものとする。 　ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。 　なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。 （１）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合 （２）社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合 ４　事業評価を行った地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。 ５　国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。
（削る。）	第 12　その他 　地方農政局長等は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。また、本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該補助金の全額又は一部の返還を求めることができるものとする。
（削る。）	Ⅳ別表（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
備　品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査等のための設備及び機器導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限る。 ・パソコンなどの農業以外に汎用性の高い備品の購入は補助対象としない。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃　金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付

			すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事　業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査等のための実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械 ・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	

	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
事　業費	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や技術実証試験等に必要な原材料の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支	

		払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委　託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的 ・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50％未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

			・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役　務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費	
雑　役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	
転　換等　助成費		・生産者が転換先品目を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費	

注１　補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注２　表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対

	象外とする。 ・　本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合 ・　補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合 注３　次の取組に係る経費は、補助対象外とする。 ・　国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組 ・　農産物等の販売価格支持又は所得補てん ・　新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別紙様式第1号　　（事業実施主体→農林水産省農産局長※1）
園芸作物等の先導的取組支援（○○）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長※1　殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（○○）の事業実施計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙2の第4の1の規定に基づき、関係書類※2を添えて協議します。

注　茶または花きの場合は、事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とすること。

注　関係書類として、別紙様式第1号-1及び第1号-2-1（茶にあっては第1号-2-2、花きにあっては第1号-2-3）を添付すること。

別紙様式第１－１号　　（事業実施主体→農林水産省農産局長）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

住所
応募者名称
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）事業実施計画書について

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）を実施したいので産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙２のⅠ第３の１の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（削る。）

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

事業名：

1　事業の概要

（1）事業目的及び趣旨
（2）事業内容
（3）事業の成果目標と根拠 ①成果目標 ・ ・ ・ ②目標の根拠（①を目標とする理由及び目標数値の設定根拠を記入） ・ ・ ・
（4）事業実施体制及び事業実施者との協力体制

2　事業の効果

●事業の成果と活用方法、波及効果

3　事業内容

取組項目	目　的	内　容 （手法、時期、対象者など）	活動指標 （箇所数など）

4　効果測定

事業成果目標	効果の測定方法

（注）効果の測定方法は、事業目標の達成度を測る具体的な手法を記入すること。

5　事業効果

事業効果	成果の活用方法、波及効果等

（注）想定される事業成果及びその活用方法、波及効果等について記入すること。

6　事業成果の公表

取組項目	方　法	公表時期	公表方法	備　考

7　事業委託

委託する事業の内容及びそれに要する経費	
委託先	
委託する理由	

（注）委託する理由には、委託することが必要かつ合理的・効果的であることを明確に記入すること。

8　経費

取組項目	事業費（千円）	うち国費（千円）	備　考
合　　計			

（注）１　３「事業内容」に記入した取組項目ごとに記入すること。
　　２　詳細を別添１に記載すること。

9　事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ２枚以内に整理して添付すること。

（注）提案事業の戦略（方向性）、戦術（方法・施策）、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

１０　事業の自己評価

取組項目	成果目標	実績	自己評価	備　考

（注）本項目は、評価報告の際に記載すること。

（削る。）

別添1（別紙様式第1－1号関係）

事業費内訳書

団体名 ＿＿＿＿＿＿

区分			事業費（円）			積算根拠詳細		
取組項目	小項目	費目		国庫補助金	その他負担金	員数　（単位）	単価（円）	備考
	小計							
	小計							
	小計							
	小計							
計								

（注1）区分欄の取組項目、小項目は、別紙様式第1－1号の1（2）「事業内容」に応じて記入すること。
（注2）積算根拠詳細欄の備考は、員数や単価の内訳（人数、回数、日数、箇所数、頁数、部数など）を明記した計算式等を記入すること。

別紙様式１号－１

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）事業実施（変更）計画書（共通事項）

（産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援（〇〇）
実施状況報告書 兼 評価報告書）

事業実施年度：　　年度

事業実施主体名：

所　在　地：

（新設）

事業実施計画書（事業実施状況報告書兼評価報告書）

第１　事業概要

１．事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者（事務局）	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※事業実施主体が協議会の場合は担当者の欄は協議会の事務局に選定された者又は団体の担当者を記載する。

２．事業目的

３．取組概要（第２の取組計画のうち実施するものについて記載）

取組項目	目的	内　容 （手法　時期 対象者など）	活動指標 （箇所数など）

４．事業実施体制

５．事業の委託

委託する事業の内容及びそれに要する経費	委託先	委託理由

６．成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（○○年）	目標値（○○年）	増減又は割合		

７．成果目標の達成状況（本項目は評価報告書作成時に記載すること。）

目標値（目標年度）	実績値（○○年度）	達成度 （自己評価）	要因分析

※要因分析の欄には達成及び未達成の要因を分析して記載すること

第２　本事業の取組計画（実施状況）

１．圃場条件整備

整備内容	整備時期	対象面積	整備の目的や必要性

２．設備導入

導入する設備等	導入時期	対象面積	導入の目的や必要性

３．品質向上の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

４．新技術導入の実証・展示ほの設置の取組

５．品目等転換検討・調査

①　品目等転換に必要な種苗等の導入計画（結果）

転換元品目		転換先品目		取組内容	備考（転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載）
品目名	面積	品目名	面積		

※　品目転換取組実施者に複数の農家が含まれる場合は、品目転換実施者の欄に括弧書きで戸数を記載する。

②　需要調査等の実施計画

実施時期	調査地	調査内容	事業費の内訳	備考

６．伐採・抜根・整地の取組

取組内容	実施時期	対象面積	実施の目的や必要性

７．栽培環境整備　※品目転換時のみ

転換元品目	転換先品目	対象面積	取組内容

８．植栽（区分欄には樹形または取組内容を記載）　※果樹・茶のみ

区分	時期	対象面積	植栽の目的や必要性

9．未収益支援　※果樹・茶のみ

区分	対象面積

１０．研修の開催等

①　研修会の開催

実施時期	開催場所	研修内容	事業費の内訳	備考

②　その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

１１．推進事務

取組内容	実施時期	実施理由

第３　事業実施経費

事業内容		金額（円）	うち国庫補助金（円）	備考（経費の必要性等）
果樹・茶・花きの安定供給体制確保				
１．防災設備・環境条件整備				
費　目				
費　目				
２．設備導入				
費　目				
費　目				
３．品質向上の取組				
費　目				
費　目				
４．技術実証・展示				
費　目				
費　目				
５．品目等転換検討・調査				
費　目				
費　目				
６．伐採・抜根・整地				
費　目				
費　目				
７．栽培環境整備　※品目転換時のみ				
費　目				
費　目				
８．植栽　※果樹・茶のみ				
費　目				
費　目				
９．未収益支援　※果樹・茶のみ				
費　目				
費　目				
１０．研修の開催等				
費　目				
費　目				
１１．推進事務				
費　目				
費　目				
合　計				

注１：単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に備考欄に記載するか、必要事項が記載された別紙を添付すること。
注２：「費目」欄には、交付等要綱別記１別紙２Ⅳ別表に掲げる費目を記入すること。
注３：適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号-2-1　事業実施計画書（果樹）

１　事業効果

事業成果	成果の活用方法、波及効果等

※想定される事業成果及びその活用方法、波及効果等について記入すること。

２　事業成果の公表

取組項目	事業成果	公表時期	公表方法	備　考

３　事業の構図等

提案事業全体の流れが分かる構図等をA4サイズ２枚以内に整理して添付すること。

※　提案事業の戦略（方向性）、戦術（方法・施策）、目標数値及び連携団体等の役割など、それぞれの関係性や流れを分かりやすく図示したものとすること。

（新設）

別紙様式第1号-2-2　茶産地展開計画

※別記１別紙２第２（３）（６）（８）（９）のいずれかに取り組む場合は別紙様式第１号-2-2-1及び第１号-2-2-2も添付すること。

計画策定年度　　年度　計画期間　　～　　年度　GFPコミュニティサイトへの登録　有・無　区域名

1　地域の農業生産の概要

2　地域の茶業生産の現状と課題

現状（　　年）				
栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量	生産額	荒茶加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所

3　地域で生産する茶の需要の見込み

4　地域の茶業の展開方向

5　地域における改植等の実施時期

植栽	～
伐採・抜根・整地	～
棚施設を利用した栽培法への転換	～
てん茶生産に向けた直接被覆栽培への転換	～
有機栽培への転換	～
輸出向け栽培体系への転換	～

6　関係団体・機関間の連携体制

(1) 構成員

氏名	所属・役職名	備考

(2) 事業実施年度における検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考

※参集範囲は、(1)の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

(3) その他

7　産地が推奨する茶品種

※これを示した資料を別紙で提出すれば、省略可

8　その他必要な事項

（新設）

（参考）　地域における植栽等の進捗状況と長期計画

事業実施主体の産地における茶園の状況別面積と将来計画

区分		現状	３年後	備考
地区全域の茶園面積				
	うち　樹齢30年以上			
	樹齢30年未満25年以上			
	樹齢25年未満20年以上			
	樹齢20年未満10年以上			
	樹齢10年未満			
	うち　有機栽培認証取得茶園			
	うち　棚栽培実施茶園			
	うち　てん茶生産茶園			
	うち　発酵茶・半発酵茶等生産茶園			

注１：事業実施主体が把握している範囲内で数値を記入すること。
注２：集計がない、又は集計できない場合には備考欄にその旨を記載すること。また、部分的に把握できている場合は、その数値を記入し、部分的に把握している数値である旨を備考欄に明記すること。

（新設）

別紙様式第1号-2-2-1

茶生産者グループ別事業実施（変更）計画一覧表

茶生産者グループ	実施農家数（戸）	茶園面積（㎡）注1	未収益支援2の場合の課題解決への取組（注2（イ）から2つ選択）	実施面積（㎡）													事業費（円）														年度内事業実施の確実性 注3	農地中間管理機構との連携の有無 注4	地域計画等における位置付け 注5
				植栽に伴う未収益支援①（ア）	うち現在栽培されている品種と異なる品種を植栽する面積計	植栽に伴う未収益支援②（ア）	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	台切りに伴う未収益支援	植栽支援	うち産地推奨品種に改植する面積計	伐採・抜根・整地	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換に必要な資材の導入	輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	合計	植栽に伴う未収益支援①（ア）	植栽に伴う未収益支援②（ア）	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	台切りに伴う未収益支援	植栽支援	伐採・抜根・整地	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換に必要な資材の導入	輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	合計	税相当	国庫補助金額			
																0											0		0			
																0											0		0			
																0											0		0			
																0											0		0			
																0											0		0			
																0											0		0			
																0											0		0			
																0											0		0			
																0											0		0			
																0											0		0			
計	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1　茶生産者グループ内の茶園面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含む。
注2　本別紙のⅡの第4の(6)(カ)の規定に従い、植栽に伴う未収益支援②の場合は、以下の取組を行うこと
（ア）40アール以上又は植栽実施面積の1割以上について異なる品種への転換を行うこと
（イ）次の①～⑤の5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
①　輸出に向けた残留農薬基準の適合に資する有機JASの取得や減農薬栽培、無農薬栽培等の取組の実施
②　新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
③　生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
④　機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
⑤　国内マーケットの新規割出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施
注3　年度内事業実施の確実性の記入については、生産者グループが支援対象者の責任の範囲で実施が確実と確認できる場合に○を記載し、それ以外には×を記載する。
注4　農地中間管理機構との連携の有無の確認欄については、当該年度までに農地中間管理事業により支援対象者への貸し付けが確実に見込まれる茶園において茶の植栽等を実施する取組が行われる場合に○を記入する。

（新設）

別紙様式第1号-2-2-2

茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書

荒茶加工施設名 注1	生産者名	生産者番号	支援の対象となる生産者の状況の確認（別記1別紙2の1の第4の（6）のア関係）（A）注2 ア（ウ）関係	（B）補数に伴う未収益支援に関する確認 注3 イ（カ）関係 a	b (a)	b (b)	b (c)	b (d)	b (e)	全否	茶園面積（㎡）	面積（㎡）（上段：計画、下段：実績）補数に伴う未収益支援①	うち現在栽培されている品種と異なる品種を補数する面積計	補数に伴う未収益支援②	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	台切りに伴う未収益支援	補数支援	うち度地推荐品種を補数する面積計	伐採・抜根・整地	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換に必要な資材の導入	輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	会計	事業費（円）（上段：計画、下段：実績）補数に伴う未収益支援①	補数に伴う未収益支援②	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	台切りに伴う未収益支援	会計（未収益支援）	補数支援	伐採・抜根・整地	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	有機栽培への転換に必要な資材の導入	輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	会計（未収益支援以外）	会計	消費税に関する事項 消費税の有無	税額（円）注4	税の種類 「免税」、「本則」、「簡易」のいずれかを記入	国庫補助金（円）千円未満切り捨て	農地中間管理機構との連携 事業実施年度末までに農地中間管理機構との管理対象農地に設定付けられる場合にのみ記入。	地域計画策定における位置付け 別紙2の3の(6)の2の（ウ）ーの方針を満たしていると認められる場合にのみ記入。
合計			0							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：荒茶加工施設の構成員又は生産出荷農家の中で、補助金の交付を受けない生産者の人数を生産者名の欄に「その他○名」と記入すること。
　　また、荒茶加工施設名の茶園面積の計には、当該荒茶加工施設の茶園面積（収益面積）を記入すること。なお、当該茶園面積には、補助金の交付を受けない生産者の茶園面積も含めるものとする。
　　なお、記入した数値については、その根拠となる資料の提出を求められた場合、提出できるよう、して おくこと。

注2：「支援の対象となる生産者の状況の確認」の欄（A）については、「地域計画（等）への位置づけを記入」（該当する場合「○」を付すこと）

注3：「支援の対象となる生産者の状況の確認」の欄（B）については、補数に伴う未収益支援之の場合の取組を記入する。（該当する項目に「○」を付すこと）
　　a については、茶生産者グループにおいて40アール以上又は補数実施面積の1割以上について異なる品種への転換が行われていれば、「合計」の欄に「○」を付すこと。
　　なお、確認にあたっては、「補数（㎡）に伴う未収益支援之」の合計面積が 40アール以上となっているか又は「茶園面積」の半数の1割以上となっているかを確認すること。
　　b については、次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと。（取り組む項目に「○」を付すこと）
　　(a) ドローン、無人操縦機等を活用した先端労働力削減技術の実証ほの設置
　　(b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
　　(c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
　　(d) 機械化作業体系に資する茶樹の統一化
　　(e) 国内マーケットの新規開拓に向けた発酵茶・非発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

注4：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には税額欄、税額がない場合には「該当なし」と、税額が明らかでない場合には「免税」とそれぞれ記入すること。

注5：茶生産者グループの数に応じて、適宜上記の表を追加して記入する。なお、事業実施主体ごとに、各茶生産者グループの計画面積等を合計し、以下の2項目について要件を満たすか確認すること。

項目		計画	青ひろ品種への転換	刈 定	実績	最終判定
支援対象面積の確認（全支援面積）	取組面積2000㎡以上	㎡			㎡	
	茶園面積の1割以上	%			%	
補数に伴う未収益支援之の場合	異なる品種への転換面積4000㎡以上	㎡	㎡		㎡	
	異なる品種への転換面積の合計が補数実施面積の1割以上	%			%	

別紙様式第1号-2-3　事業実施計画書（花き）

※実施結果報告時には記載内容を計画から実施結果に修正すること。

1　取組実施の背景・産地の課題

2　転換先品目の需要確認の状況、他産地への影響分析

3　本事業の実施により見込まれる（発現した）効果

4　本事業の取組計画

ア　技術実証・展示圃設置計画（結果）

①　検討会の開催

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

②　実証試験等の実施

実施時期	実施場所及び実施面積	目的及び実施内容	事業費の内訳	備考

③　マニュアル等の作成

実施時期	作成内容	作成の必要性	事業費の内訳	備考

イ　栽培環境整備計画（結果）

①　検討会の開催

実施時期	開催場所	検討内容	事業費の内訳	備考

②　栽培環境整備の内容

実施時期	転換先品目の需要見込み（数量又は面積）	事業費の内訳	備考

添付書類　注１：事業計画の取組の一部業務を委託した場合は委託契約書の案
注２：設備等を導入する場合は、カタログ、見積書等
注３：事業実施主体が協議会である場合は、規約（案）の写し、構成員名簿

（新設）

別紙様式第2号　　（事業実施主体→農林水産省農産局長※）
園芸作物等の先導的取組支援（○○）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長※　殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（○○）の交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1別紙2の第4の2の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
2　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3　当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

施行注意：茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

別紙様式第1－2号　　（事業実施主体→農林水産省農産局長）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙２の１第３の４の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
2　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3　当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

（削る。）

別紙様式第１－３号　　（事業実施主体→農林水産省農産局長）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

事業実施主体名
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）
実施報告書について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙２のＩ第６の３の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（削る。）

別紙様式第１－４号　　（事業実施主体→農林水産省農産局長）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

事業実施主体名
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）に係る補助金の請求（実績報告）について

令和○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙２のⅠ第６の４の規定に基づき、その実績を報告する。（併せて、精算額として補助金○○○円の交付を請求する。）

記

（注）１　記載様式は、交付申請書に準ずるものとする。
軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更区分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

２　添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
また、財産管理台帳の写しを添付すること。

３　本請求書は、事業完了日から起算して１ヶ月以内又はその翌年度の４月10日までのいずれか早い日までに報告すること。
ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、上記の規定にかかわらず、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の６月10日までに報告することとする。

４　請求額がない場合は、件名の「請求」を「実績報告」とし、本文中の「（併せて、精算額として補助金○○○円の交付を請求する。）」を削除すること。

振込先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）	
金融機関コード（数字４ケタ）	金融機関名 農業協同組合　銀行　信用金庫 信用組合　労働金庫　信連　農林中金
支店コード（数字３ケタ）	支店名
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）	口座番号（７ケタに満たない場合は、右づめで記入）
□ 普通　□ 当座　□ 別段　□通知	
口座名義人	
フリガナ	
漢字	

ゆうちょ銀行	
記号（６ケタ目がある場合は※部分に記入）	番号（右づめで記入）
1　※	1
口座名義人	
フリガナ	
漢字	

（削る。）

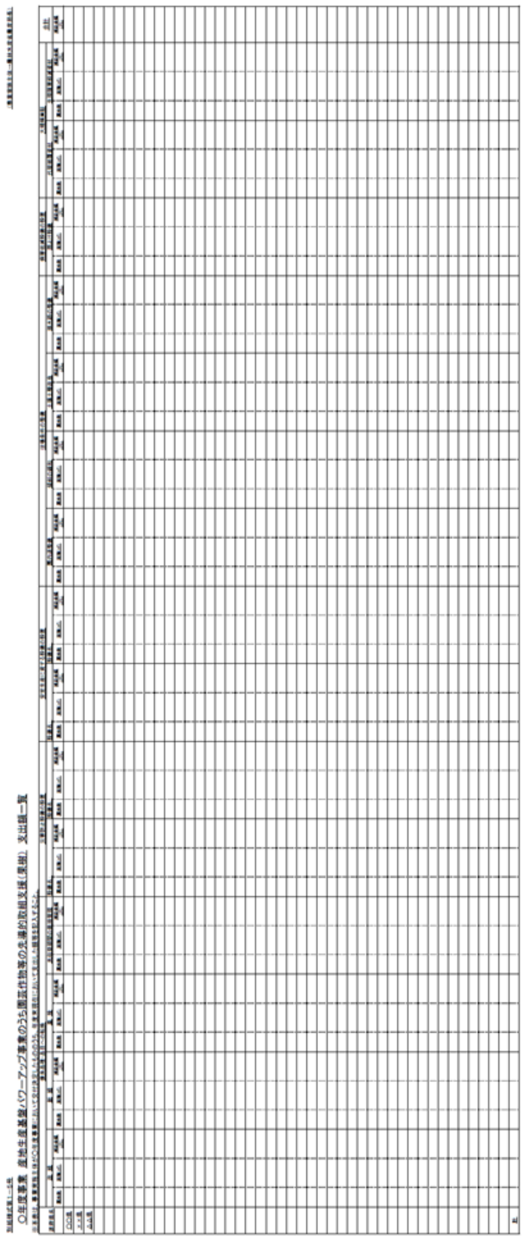

○年度事業　産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）　支出額一覧

（削る。）

別紙様式第１－６号　　（事業実施主体→農林水産省農産局長）

番　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

事業実施主体名
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）に係る補助金の概算払請求について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号）別記１別紙２の１第６の５の規定に基づき、下記のとおり補助金の概算払を請求する。

記

令和○年○月○日現在

区分	総事業費	国費 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)−[(B)+(C)]		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○日迄予定出来高	金額	○月○日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
取組項目 ○○○○ 小項目 ○○○○ 費目 ○○○○										
計										